

(8) マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公正・公平な社会を実現するための制度です。不正受給を防止し、本当に困っている方へ支援を行うことができます。

マイナンバー法の施行により、国民ひとりひとりに12ケタの個人番号（マイナンバー）が付番されました。このマイナンバーを「通知カード」にして郵送でお届けします。

マイナンバーは一生使う番号ですので、大切に保管してください。

また、マイナンバー制度を語った詐欺にはご注意ください。役場からマイナンバーを電話でお聞きすることはありません。むやみにマイナンバーを他人に漏らさないでください。

個人番号の通知カードおよび個人番号カードについての説明は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知カード

個人番号の「通知カード」は転送不可の簡易書留で世帯全員分をまとめて世帯主宛てにお届けします。

ご不在等の場合は郵便局で7日間保管された後、役場に返送されます。年内に通知カードが届かなかった場合は、住民課にお問い合わせください。

2. マイナンバーの利用開始

平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の行政手続きに必要な場合があります。

その他、勤務先や学校の手続きに必要な場合もあります。

【問い合わせ先】

住民課 担当：松本小百合

電話：68-3115 FAX：68-3866

Mail：jyuumink@houki-town.jp

通知カード（表裏面）及び個人番号カード交付申請書イメージ

上部分が通知カード、キリトリ線より下部分が個人番号カード交付申請書

<p style="text-align: center;">通知カード</p> <p>個人番号 1234 5678 9012 氏名 番号花子 住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地 ▼▽号 平成 5年 3月 31日生 性別 女 □□市長 発行 平成 27年 10月 NN日 1234567890</p>	<p>●この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。 ●法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。 ●このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。 ●このカードを紛失された方は、下記連絡先までご連絡ください。 《連絡先》個人番号カードコールセンター ☎ 02-XXXX-XXXX</p> <p style="text-align: center;">マイナンバー</p>												
<p style="text-align: center;">(キリトリ)</p> <p>個人番号カード交付申請書 申請書ID 兼 電子証明書発行申請書 1234 5678 9012 3456 7890 123</p> <p>NNNNNN市長様 個人番号 1234 5678 9012 (地方公共団体情報システム機構 宛)</p> <p>氏名* 番号 花子</p> <p>住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▼▽号</p> <p>生年月日 平成 5年 3月 31日 性別 女</p> <p>※代替文字情報</p> <p>電話番号 外国人住民の区分</p> <p>在留期間等満了日の有無 N 在留期間等満了日</p> <p>右欄の点字表記を希望する <input type="checkbox"/> バンゴウ ハナコ ※最大11文字まで(濁点等は1文字)</p> <p>※上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。</p> <p>右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。</p>	<p style="text-align: center;">(キリトリ)</p> <p>表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。</p> <p>顔写真貼付欄</p> <p style="text-align: center;">サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)</p> <p>申請日 年 月 日</p> <p>申請者氏名(自署) 印</p> <p>●以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。</p> <p>発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。</p> <p><input type="radio"/> 署名用電子証明書※ <input type="radio"/> 利用者証明用電子証明書 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。</p> <table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>本人との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代理人氏名(自署)</td> <td></td> <td>印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代理人住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>〔ご注意〕表面の記載事項のうち、印のついた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、お申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。</p>	ふりがな		本人との関係		代理人氏名(自署)		印		代理人住所			
ふりがな		本人との関係											
代理人氏名(自署)		印											
代理人住所													
<p style="text-align: center;">(キリトリ)</p> <p>申請者ID 1234 5678 9012 3456 7890 123</p> <p>10000019 01/01 3190110000019#</p> <p>視覚障がい者用 音声コード</p>	<p style="text-align: center;">(キリトリ)</p> <p>●申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。</p> <p>※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管願います。</p> <p style="text-align: right;">マイナンバー</p>												

通知カードには個人番号、氏名、住所、性別、生年月日が記載されています。記載内容に変更がありましたら、住民課または分庁総合窓口課に届出してください。裏面に変更事項を記入します。

【個人番号カードの申請方法】

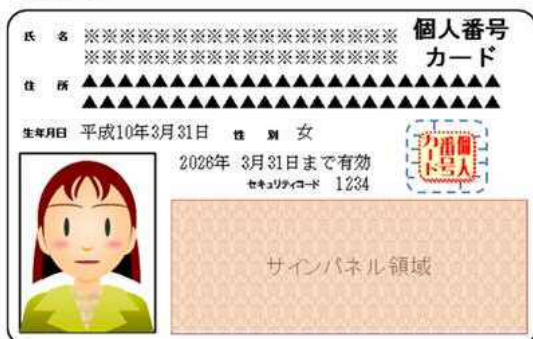
○通知カードに同封されている申請書に記入し、顔写真を貼って返信用封筒により投函してください。

※希望される場合は顔写真を役場のデジタルカメラでお撮りします。

○スマートフォンから申請書のQRコードを読み取り、またはパソコンからWEBサイトにアクセスして必要事項を入力し、顔写真を添付して送信してください。

個人番号カードイメージ

(表面)



(裏面)



【個人番号カードと住民基本台帳カード】

○住民基本台帳カードに代わるものが個人番号カードです。申請は任意で、交付手数料は初回無料です。平成28年1月以降交付します。

○顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。(通知カードでは身分証明書として利用できません)

○個人番号カードの有効期限は発行から10回目の誕生日までです。(20歳未満は5回目の誕生日までです)

○個人番号カード申請から交付までには数週間かかります。

○住民基本台帳カードをお持ちの方は住民基本台帳カード及びその中に格納されている電子証明書は、有効期限内はそのまま継続してご利用いただけます。住民基本台帳の有効期限は発行から10年、電子証明書は3年です。

○個人番号カードを申請された場合は、通知カードと住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)を返却してください。

○住民基本台帳カードをお持ちの方で、電子証明書の有効期限が確定申告期間に到来する方は電子証明書の更新手続きが可能です。

電子証明書の更新手続きは12月22日(火)で終了します。23日(水)以降は手続きできませんので、今後は個人番号カードを取得してください。個人番号カードの電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日までです。

【個人番号カードの受取方法】

○交付可能になった段階で役場から交付通知書をご本人に送付しますので、交付通知書、通知カード等を持参のうえ住民課または分庁総合窓口課にお越しください。

○交付時には本人確認書類の提示及び暗証番号の設定が必要です。

役場に申請書を持参される場合は、持参時に本人確認書類の提示及び暗証番号の登録申請が必要です。

【源泉徴収票の作成について】

○平成28年1月から報酬及び報償費などの源泉徴収票の作成が必要な支払については、個人番号通知カード及び運転免許証などで本人確認が必要となります。

【通知カード・個人番号カードの問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)

平日 9:30～22:00

土日祝日 9:30～17:30 年末年始除く

個人番号カード総合サイト <http://www.kojinbango-card.go.jp>

住民課 電話68-3115